

学校支援センター「浦高プライド」設置要綱

千葉県立浦安高等学校

(目的及び設置)

第1条 千葉県立浦安高等学校における教育活動において、学校運営協議会と連携して活力ある学習活動の展開を図るとともに、教職員の負担を軽減し生徒と向き合う時間を確保するために、学校支援センター「浦高プライド」(以下「浦高プライド」)を設置する。

(業務)

第2条 「浦高プライド」は、学校長又は学校運営協議会の求めに応じて又は承認に基づいて、次に掲げる事項について、主体的に学校の教育活動を支援する。

- (1) 学習活動の支援に関すること。
- (2) 校舎内外の環境整備及び生徒の健康増進のための活動の支援に関すること。
- (3) 生徒の登下校の安全及び部活動の推進のための支援に関すること。
- (4) 地域との交流及び地域貢献活動の支援に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な支援に関すること。

(組織・任期・費用)

第3条 「浦高プライド」に次の役員を置き、業務の運営を行う。

- 一 運営協議会の承認に基づき校長が委嘱した学校支援コーディネーターで構成する事務局を置く。
 - 二 事務局員の中から代表1名、事務局長1名を校長が指名する。
- 2 任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 事務局員には交通費及び通信費として、年間10,000円を支払う。

(事務局の活動内容)

第4条 上記目的の達成のために、学校又は運営協議会の要請を受け、各種支援の企画・運営、必要な人員の募集、登録、調整等を行う。

- 2 学校運営協議会の委員として協議会に参加する。
- 3 その他学校又は学校運営協議会並びに保護者・地域・行政との連携を図るための活動を行う。

(予算)

第5条 「浦高プライド」における予算は、PTA及び同窓会等から支出し、その執行については本校事務局長が監査する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。